



平成24年3月2日

各 位

会 社 名 コーエーテクモホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 襟 川 陽 一  
(コード番号 3635 東証第一部)  
問合せ先 専務執行役員CFO 浅 野 健 二 郎  
(TEL 045-562-8111)

## 子会社における株式買取請求に関する最高裁判所の決定のお知らせ

平成23年3月2日付の当社プレスリリース「子会社における株式買取請求に関する東京高等裁判所の価格決定のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成21年4月1日を効力発生日とする当社の設立に係る共同株式移転について、かかる共同株式移転に反対するロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド (以下「本株主」といいます。)は、当社の完全子会社である株式会社コーエーテクモゲームス (平成22年4月1日以前はテクモ株式会社。以下「KTゲームス」といいます。)に対して、会社法806条1項に基づく同社株式3,890,700株の買取を請求し、当該買取請求に係る買取価格の決定を、同年5月25日付で東京地方裁判所に対して申し立てておりました (以下「本件価格決定申立事件」といいます。)。同地裁が、平成22年3月31日付で、本件価格決定申立事件に係る買取価格を1株当たり747円とする決定をしたことに対して、KTゲームス及び本株主は、同日付で東京高等裁判所に即時抗告の申立てをそれぞれ行いましたが、同高裁において、平成23年3月1日付でKTゲームス及び本株主による即時抗告をいずれも棄却する決定がなされておりました。

これに対し、平成23年3月31日付の当社プレスリリース「子会社における株式買取請求に関する抗告の許可についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、KTゲームス及び本株主は、同月7日付で同高裁に対する許可抗告の申立てをそれぞれ行い、同月30日付で、かかる申立てをいずれも許可する旨の決定がなされ、本件価格決定申立事件は、最高裁判所に係属しておりました。

平成24年2月29日、最高裁判所においてKTゲームス及び本株主の抗告がいずれも認められ、上記の高裁決定を破棄し、本件価格決定申立事件を東京高等裁判所に差し戻す旨の決定がなされたので、お知らせいたします。当社としては、最高裁判所の決定により当社の主張が認められたものと考えておりますが、具体的な買取価格については、今後同高裁において行われる差戻審において引き続き審議されることとなります。

なお、平成23年8月31日付の当社プレスリリース「当社の設立に係る共同株式移転に対する反対株主からの株式買取請求に関する株式買取代金の追加仮払いについてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、KTゲームスは、本株主に対して平成21年5月29日に仮払いした2,412,234,000円に加えて、平成23年8月31日に494,118,900円の仮払いを実施しており、当該仮払金相当部分に対する会社法807条4項所定の年6分の利息については、当該仮払い実施日以降発生しないこととなっております。また、上記の最高裁判所の決定に伴う当社連結業績への影響は軽微と見込んでおります。

以 上